

様式 1

参 加 申 込 書

平成 2 8 年 月 日

函館市長 様

住 所
会 社 名
代 表 者
電 話 ・ F A X 番 号
電 子 メ ー ル ア ド レ ス

亀田地区統合施設基本設計業務プロポーザルの参加について

平成 2 8 年 月 日付けで公示のありました亀田地区統合施設基本設計業務
プロポーザルに参加を希望しますので，参加申込書を提出します。

受 理 証	受付番号	※
亀田地区統合施設基本設計業務プロ ポーザルへの参加申込書を受理しま した。	受 理 印	※

※印の欄は記入しないでください。

函館市長 様

平成28年 月 日

構成員（代表者）	住 所 名 称 代表者氏名

構成員	住 所
	名 称
	代表者氏名

構成員	住 所
	名 称
	代表者氏名

記

1. 業務名 亀田地区統合施設基本設計業務委託
2. 業務内容 亀田地区統合施設建設に関する基本設計業務一式

以上

〇〇事務所・〇〇事務所
亀田地区統合施設基本設計業務委託共同企業体協定書

(目 的)

第 1 条 当共同企業体は、函館市発注に係る亀田地区統合施設基本設計業務委託（以下「委託」という。）を共同連帯して施行することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇事務所・〇〇事務所亀田地区統合施設基本設計業務委託共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第 4 条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、当該委託の契約の履行が完了し発注者の承認を得た日に解散するものとする。

(構成員の住所および名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇事務所 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

有限会社 〇〇事務所

代表取締役 〇〇 〇〇

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、〇〇事務所株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、委託の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに委託代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員は、金銭またはその他の資産をもって出資するものとし、その割合については当該委託の契約の際、構成員全員の協議に基づき別に定めるところによるものとする。

2 構成員は、自己の意思および構成員全員の同意によっても前項の規定による出資の割合等を変更することができない。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議してその価格を評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織および編成ならびに委託の施行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、委託の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託の契約の履行およびその他の委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、当該委託の完成の際決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託を完成

する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(委託途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが委託途中において破産または解散した場合においては第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退もしくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇事務所株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇事務所・〇〇事務所亀田地区統合施設基本設計業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本〇通および副本〇通を作成し、各構成員が記名捺印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については亀田地区統合施設基本設計業務プロポーザル参加のため函館市長に提出する。

平成 年 月 日

〇〇事務所・〇〇事務所
亀田地区統合施設基本設計業務
委託共同企業体構成員
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇事務所 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
有限会社 〇〇事務所
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

〇〇事務所・〇〇事務所
亀田地区統合施設基本設計業務委託共同企業体付属協定書

函館市発注に係る下記委託については、〇〇事務所・〇〇事務所亀田地区統合施設基本設計業務委託共同企業体協定書第8条第1項の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該委託について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 委託の名称 亀田地区統合施設基本設計業務委託
- 2 出資の割合 〇〇事務所 株式会社 〇〇%
 有限会社 〇〇事務所 〇〇%

〇〇事務所株式会社ほか〇社は、上記のとおり委託に関する出資の割合について協定したので、その証拠としてこの協定書正本〇通および副本〇通を作成し、各構成員が記名捺印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については共同企業体協定書に添えて函館市長に提出する。

平成 年 月 日

〇〇事務所・〇〇事務所
亀田地区統合施設基本設計業務
委託共同企業体

代表者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
 〇〇事務所 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印
 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
 有限会社 〇〇事務所
代表取締役 〇〇 〇〇 印